

農村自治―余田、牧野報告をふまえて

北原 淳

一、余田、牧野報告とむらの自治

「研究通信」一一七号によると、余田氏は農家Ⅰイエの組織である部落Ⅱムラが自主的な財源を用いて、自主的な規範のもとに、領土、人間、作物保全のための共同作業を行なうことを村落自治と解しておられる。また牧野氏は、自治組織であるジゲと漁業組合の一体化した状態から、漁民層分解をへて、組合が機能集団化する過程を段階的に考察しながら、自治組織としての村落に注目しておられる。お二人が考察する主局面は、一方が村落の存続、他方が漁民層分解とちがうが、自治らしい自治を村落にもとめておられる点は共通しているようだ。

余田氏は村法や寄合での合意など村落の社会規範を重視される。これに対してⅧ「共同体」↓「農民層分解」によるその解体↓農家の組織的再編Ⅱ農村自治Ⅴと考えられる人たちは、「共同体」Ⅱ

「村落」が解体した以上、今さら村落規範を云々しても無意味だと解される。しかし問題は、農家の組織的再編成のためのひとつの組織原理、文化様式として、現在なお「村落自治」が生きている点にある。変化したとはいえムラの上層構造が存続する限り、「村落自治」は一定の条件と様式を備えた形式的原理として、「農村自治」にも生かされるのではないだろうか。

二、村落と農村のちがい

「共同体としての村落の研究から自治体としての農村研究の転換」(島崎氏)といわれるように、村落と農村とはたしかにちがう。村落が固有の社会学の対象であるとすれば、農村は少くとも農業など特定の産業基盤をもつ、都市と対比される領域であろう。その農村が解体的危機や急激な変化を経験したとき、村落があらためて注目されたという事実があるようだ。一時期いわれた「むらの解体」というのは、村落一般の消滅ではなく、戦後自作農的村落が解体したという意味だろう。

三、農村自治をめぐって

村落自治と農村自治は、前者を「共同体」自治と考えるのではなく文化的様式とみなすなら、決して矛盾するものではない(「共同体」概念は歴史学、経済学の再検討にさらされている)。しかし村落自治は他面で小農経営維持体制と結びついて理解されてきたので、とりあえず、村落自治と農村自治という対比で考える。

村落自治は、村落法規やその担い手などの点から考えると、国家の政策や全国的階級関係(例えば小作争議)と無関係ではなく、下請的役割を与えられるのであるが、問題はそうした役割にあるのではなく、自主的意志決定と政策遂行をできる体制、形式にある。

(村落自治が他面で、小農経営保護の集団的体制としての側面)いわゆる保全の側面をもってきたことは事実であるが、この村落自治の側面を今後もそのままの形で生かすことはできないだろう。

農村自治という場合にまず問題とされるべきことは農業の構造的位付けである。ひとところ生活破壊に関する論議の中で、兼業によってほどほどの生活をするのは、それもまた生活破壊か?といった論議がなされたが、それは戦後の自作農体制の崩壊に反対すること以上に明確に農業の構造的位付けがなされていないことの反映であると思われる。一部の企業的農家層の役割、地域農政など農業の構造政策についての評価なしに、生活破壊一般の議論をする農村と都市との区別がなくなるのではないか。

農村自治の議論で必要なことは「農村自治の有意味な方向性」(蓮見氏)であろう。自治体独自の農業政策、国家の農政への抵抗、共同消費手段の充実などの方向性である。この点では自治体の規模、農業の産業構造に占める比重、農民の営農意欲など様々な要素に従って、重点課題を設定する実例の実証調査がきめ細かくなされる必要があるだろう。

(報告では「村落自治」をもっぱら意志決定、経営等のみられる様式としてしまったが、他面で、「村落自治」が小農経営維持のた

め、社会的資源保全を目的としたことも事実である。ただ後者の側面は、今後の「農村自治」にそのままの形では生かせないだろう。資源保全の新たな合意は様式としての「村落自治」を排除しない、「農村自治」で行なわれるべきだろう。）